

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める
政令案新旧対照条文

○公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
2 (略)	五 五十七 (略)	<p>（経済取引局の所掌事務）</p> <p>第三条 経済取引局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）その他の法律の規定により公正取引委員会が行うこととされている認可、指定、同意、協議及び処分¹の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること（官房及び審査局の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（経済取引局の所掌事務）</p> <p>第三条 経済取引局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）その他の法律の規定により公正取引委員会が行うこととされている認可、同意、協議及び処分¹の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること（官房及び審査局の所掌に属するものを除く。）。</p>